

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例の一部改正  
(令和元年6月14日 公布)

新旧対照表

※下線部が改正箇所

(施行：令和元年6月14日)

旧	新
(新設)	<u>(既存の建築物に対する制限の緩和)</u> <u>第3条の2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号並びに法第87条第3項の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。</u>
	<u>附則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>